

札幌 審査請求書 (初葉)

控



(注) 必ず次葉とともに、正副2通を所轄の国税不服審判所に提出してください。

※	通信日付	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認	身元確認(代理人)
審査所 整理欄	本人確認書類		個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()				

国税不服審判所長 殿 ① 審査請求年月日 令和 5 年 12 月 19 日

② 住所・所在地 (納税地) 〒 006 - 0053 札幌市中央区南三条東1丁目4-2
電話番号 011 (219) 5656

③ (ふりがな) (ふあーいーすとーいーていんぐ)
氏名・名称 FAREASTEATING株式会社 (印)
④ 個人番号又は法人番号 7 4 3 0 0 0 1 0 6 9 6 5 4

⑤ 総代又は法人の代表者
住所・所在地 〒 060 - 0034 札幌市西区西野四条5丁目10-5
電話番号 090 (8899) 0720
(ふりがな) (この せいま)
氏名・名称 古野 生真 (印)
総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。

⑥ 住所・所在地 〒 460 - 0008 名古屋市中区栄1丁目13番2号
電話番号 052 (218) 7667
(ふりがな) (ぜいりしほうじんいんぱくと)
氏名・名称 税理士法人 Impact (印)
代表社員 大箸 直彦
委任状(代理人の選任届出書)を必ず添付してください。

⑦ 原処分庁 (札幌中) 税務署長・ () 国税局長・その他 ()

⑧ 処分日等
原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日 令和 5 年 10 月 25 日付
原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日 令和 5 年 10 月 26 日
更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますから御注意ください。

税目等	処分名	対象年分等
1 申告所得税(復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 更正(更正の請求に対する更正を含む。)	平成28年6月期、29年6月期、30年6月期、令和元年6月期
2 法人税(復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	2 決定	令和2年6月期、3年6月期、4年6月期
3 消費税・地方消費税	3 青色申告の承認の取消し	平成29年6月期
4 相続税	4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
5 贈与税	5 加算税の賦課決定 (a 過少申告加算税, b 無申告加算税, c 重加算税)	過少申告加算税; 法人税: 令和4年6月期 消費税・地方消費税: 平成30年6月期から令和3年6月期 重加算税; 平成28年6月期を除く
6 源泉所得税(復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	6 その他	※消費税・地方消費税については、平成28年6月期及び29年6月期を除く
7 滞納処分等	1 督促[督促に係る国税の税目: 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税]	
	2 差押え[差押えの対象となった財産:]	
	3 公売等 [a 公売公告, b 最高価申込者の決定, c 売却決定, d 配当, e その他 ()]	
	4 相続税の延納又は物納 [a 延納の許可の取消し, b 物納の申請の却下, c その他 ()]	
	5 還付金等の充当	
	6 その他 []	
8 その他	[]	

⑩ 再調査の請求をした場合
再調査の請求年月日: 平成 年 月 日付
◎ 該当する番号を○で囲んでください。
1 再調査の決定あり 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日: 平成 年 月 日
2 再調査の決定なし

※「審査所整理欄」には記入しないでください。

審査請求書 (次葉)

審査請求人 (氏名・名称)

FAREASTEATING株式会社

⑩ 審査請求の趣旨

◎ 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあつては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。

なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。

① 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。

2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。

3 その他 …… [.....

[一部取消しを求める範囲]

⑪ 審査請求の理由

◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。

別紙のとおり

⑫ 正当な理由がある場合

◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。

- ・ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。
- ・ 原処分があったことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。
- ・ 再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月を経過している。
- ・ 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して1年を経過している。

[正当な理由]

⑬ 添付書類

◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。

① 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書

2 総代の選任届出書

3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料

④ 原処分の通知書の写し

5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)

6 個人番号確認書類

7 身元確認書類

⑧ 書類の送達先を代理人とする申出書

⑨ その他

別紙、督促状

◎ 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。

◎ この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

<総論>

札幌中税務署長（以下「原処分庁」という。）は、審査請求人に対して、令和5年6月29日付で更正処分（以下「当初の更正処分」という。）を実施し、これを受けて審査請求人は令和5年8月23日付で審査請求書を提出（以下「当初の審査請求」という。）しました。

ところが、当初の更正処分から約4か月、当初の審査請求から約2か月経過した令和5年10月25日付で、原処分庁は、審査請求人に対して、当初の更正処分の取消通知書を発送する（以下「取消処分」という。）とともに再度の更正処分（以下「再度の更正処分」という。）を実施してきました。

今回提出する審査請求書においては、以下の大きく2つの点について札幌国税不服審判所の裁決を仰ぎたいと存じます。

- ① 当初の更正処分、取消処分及び再度の更正処分までの一連の原処分庁の処分について、不法かつ不当な処分であること
- ② 再度の更正処分について、原処分庁の不適切な調査事務処理手続きにより調査が終了し、調査不足で、実態を踏まえていないことから内容が誤っていること

1 当初の更正処分、取消処分及び再度の更正処分までの一連の原処分庁の処分について、不法かつ不当な処分であること

以下に記載の経緯のとおり、審査請求人は原処分庁に対して、当初の更正処分を受けた段階から、原処分庁の行った当初の更正処分は違法であり取消すべきと指摘してきました。本来、原処分庁は、指摘を受けて直ちに違法か否かの内容を検討すべきところ、これを行わず4か月もの間、誤った更正処分を放置しました。

審査請求人は、原処分庁に対して、手順を踏んでルールどおりに対応してきたところ、身勝手な原処分庁の行為に振り回されてきました。

<これまでの経緯>

イ 令和5年6月29日（当初の更正処分実施時）

審査請求人及び代理人税理士は、原処分庁（送達した職員）に対して、違法な原処分である旨を繰り返し抗議しました。ところが、原処分庁は「審判の場で主張しろ」と答えるのみで、「受領書のサインは拒否しても良いがとにかく置いていく」として、抗議を無視して、審査請求人に対して「違法な内容の更正通知書」を交付しました。

ロ 令和5年7月3日

審査請求人の代理人税理士が、原処分庁の上級官庁である国税庁に対して、国税庁への相談メールの方法を活用して、原処分は違法であり取消すべきである旨相談しましたが、対応していただけませんでした。

ハ 令和5年8月4日

審査請求人は、国に対して「原処分庁の違法な行政処分により不当に権利を侵

害され損害を受けた。」として国家賠償請求訴訟を提起しました。

ニ 令和5年8月7日

原処分庁から審査請求人に対して、違法な原処分に基づく税金の督促状が送られてきました。

ホ 令和5年8月8日

審査請求人の代理人・大審税理士が、原処分庁の上級官庁である国税庁（課税部法人課税課）に対して、原処分は違法であり取消すべきである旨相談しましたが、原処分庁の言うとおりに、審査請求書を提出して不服審査制度を使って主張するよう指導を受けました。

ヘ 令和5年8月23日

審査請求人は、札幌国税不服審判所に対して、本件審査請求を申請しました。

ト 令和5年10月26日

審査請求人の事務所に、原処分庁の分厚い封筒8通（以下「原処分庁の封筒」という。）が特定記録郵便で送付されてきましたが、原処分庁から何の説明も受けていないことから審査請求人は恐怖を感じ、「何の説明も受けていないので、発送した担当者に返却したい」旨を申し出て、原処分庁の封筒を開封せずに、すべて返却しました。

原処分庁から封筒の中身は、当初の更正処分の取消通知書及び再度の更正処分の通知書である旨の説明がありました。

チ 令和5年11月6日

審査請求人の代理人税理士が、札幌国税局長に対して「更正処分取消しに係る理由説明及び適正な調査事務運営を求める上申書」を提出しました。（別添証拠説明書参照）

リ 令和5年11月7日

審査請求人の代理人税理士が、国税庁長官に対して「更正処分取消しに係る理由説明及び適正な調査事務運営を求める上申書」を提出しました。（別添証拠説明書参照）

ヌ 令和5年11月7日

札幌国税不服審判所から、原処分庁の提出した答弁書の交付を受けました。原処分庁は答弁書において、「審査請求人に対し令和5年10月25日付で取消通知書を発送し、翌26日に審査請求人に送達されている（以下「取消通知書送達行為」という。）ため原処分は存在しないことから却下すべき」と主張してありました。

ル 令和5年11月28日

審査請求人は、札幌国税不服審判所へ、上記ヌの答弁書に対する反論書を提出しました。審査請求人は、「原処分の取消しに至った経緯や理由の説明」を全く行わずに、突然、原処分庁が行った取消通知書送達行為については、明らかに不当な行政庁による公権力の行使と認められる旨反論しました。

ヲ 令和5年11月29日

原処分庁から再度、令和5年10月26日に送達され一旦返却した「令和5年10月25日付当初の更正処分の取消通知書及び再度の更正処分の通知書」が郵送されました。

ワ 令和5年12月19日

審査請求人は、札幌国税不服審判所へ、再度の更正処分に対する審査請求書を提出しました。

(1) 取消処分が、行政庁による不当な行政処分に当たること

更正処分については、課税権を有する税務当局が、納税者に対して行う最も強い国家権力の行使と認められます。一方、納税者の立場においては、更正処分とそれに続く税金の督促及び徴税は、国家から受ける重大な不利益処分です。

このような重大な国家権力の行使については、当然に法律に沿って適正にかつ慎重に行う必要があります。更正処分実施の際に発行される更正通知書の内容等については、内容等に間違いがあることなど絶対に許されるものではありません。

当初の更正処分を取消すということであれば、当初の更正処分から4か月もの間、納税者に対する重大な不利益処分に誤りがあり放置されていたこととなります。

また、原処分庁は、当初の処分の段階から、上級官庁である札幌国税局課税部法人課税課と協議した上で、反論するなら「審判の場で主張しろ」と発言し、不服審査制度を活用して国税不服審判所の裁決を仰ぐ方針であることを審査請求人に通告し、審査請求人は、そのほかに救済される手段がないことからやむを得ず、多大な時間と労力・費用負担をかけて審査請求を行いました。

原処分から一貫して審査請求人に対して「審判の場で主張しろ」と発言し、国税不服審判所の裁決を仰ぐ方針である旨通告してきたにもかかわらず、突然に説明や謝罪もなく当初の更正処分を取消し、まるで何も無かったかのように、当初の更正処分に対する不服審査を終了させるという身勝手な方針転換を行ったことについては、「当初の更正処分は違法であるから取消す」という正式な「負けの裁決」が出されることを回避したとの疑念が容易に生じます。

仮に、行政文書の発送手続きのルール上は、本件の取消通知書送達行為について有効であったとしても、納税者に対する重大な不利益処分に誤りがあり4か月もの間放置されていたにもかかわらず、「当初の更正処分の取消しに至った経緯や理由の説明を全く行わず」に、突然、原処分庁が行った取消通知書送達行為は、明らかに不当な行政庁による公権力の行使と認められます。

(2) 実地調査及び再度の更正処分が、国税庁の事務運営指針に沿っていないこと

平成23年の国税通則法改正を受けて、調査終了の際の手續として、調査結果の内容を説明することが、同法74条の11に規定された。これを受けて国税庁は、「調査手續の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（以下「調査手續指針」という。）を定めました。

国家公務員法第98条第1項において「職員は法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない（以下「上司の命令に従う義務」という。）と定めており、国税庁の事務運営指針として発出された調査手続指針は、上級官庁から各税務職員に対する命令に該当します。納税者及び税理士は、調査手続指針に沿って税務調査が実施されると認識し、協力しています。

今回、原処分庁の行った再度の更正処分については、以下のとおり調査手続指針に沿っていないことから、上司の命令に従う義務に違反した違法な処分と認められます。

イ 実地調査から当初の更正処分までの調査事務手続きが調査手続指針に違反すること

原処分庁は、令和5年3月30日の時点で、不当な課税を強行しようとしていた（未遂）ところ、3月31日に税理士法人 Impact（以下「代理人税理士」という。）が関与し、疑問点・問題点を多数指摘し、4月以降に、調査内容の見直し及び再調査が必要となりました。

ところが、5月後半以降、再三、審査請求人が証拠書類を再提出するとともに、問題点を指摘しているにもかかわらず、原処分庁は、審査請求人の申出に一切耳を貸さなくなりました。

その結果、十分な証拠収集と内容の確認及び取引実態の確認等（以下「証拠確認等」という。）に基づく事実認定ができていない状況で、原処分庁が一方的に調査を終結し、令和5年6月29日に調査結果の説明を行ったものです。

つまり、原処分庁が、調査不十分及び内容検討不十分な状態で、審査請求人に対する証拠確認等を放棄し、また審査請求人との金額の確認や内容の擦り合わせを拒否したため、不備・矛盾だらけの調査結果説明（「加減算事項」）となっていました。

※証拠：「加減算事項」⇒国税側調査結果、「問題事項一覧」⇒会社側調査結果

審査請求人の代理人税理士大箸は、令和5年6月29日の原処分庁による調査結果の説明の際においても、「6月21日に提出した証拠書類の検討がされていないこと」、「グループ法人間の出向の処理が全く行われていないこと」及び「フランチャイズ店に対する売上除外が新たに判明したこと」等について具体的に指摘・説明したが、原処分庁は全く聞く耳を持たず、証拠書類等の確認等を行うことなく、調査結果の説明を終了しました。

原処分庁が、実地調査中において、具体的な証拠書類とともに客観的な事実を指摘され内容の確認を求められているにもかかわらず、審査請求人及び代理人税理士の提出した証拠確認等を放棄した行為は、明らかに調査手続指針に沿って事務が実施されていないため、上司の命令に従う義務に違反した違法な事務処理と認められます。

ロ 取消処分の後、再調査を実施せずに再度の更正処分を行ったことは調査手続指針に違反すること

原処分庁は、本来であれば、令和5年6月29日の調査結果説明の際における審

査請求人の代理人税理士大箸からの説明を受けて、国税庁の調査手続指針に基づき、直ちに調査を再開した上で証拠書類の確認や当事者からの聴取調査等を行う必要があったところ、これを行いませんでした。

さらに、審査請求人は、調査結果の説明の後に、修正申告書を提出する形で、調査手続指針の「当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じるような場合」に該当する事実を申し出ていますが、審査請求人及び代理人税理士は原処分庁から、修正申告書の内容についての質問すら受けていません。

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することにある」とされています。

今回、審査請求人は、誠実に証拠書類に沿って修正申告書を作成し、何の落ち度もなく自発的に提出したのですから、原処分庁は、調査を再開して修正申告書の内容に係る事実関係の確認を行った上で、ルールに沿った正しい形で、新たな更正処分を本当に行う必要があるかどうか判断し、その後、再度の調査結果の説明を実施する必要がありました。

原処分庁が、再調査及び再度の調査結果説明等の調査事務処理手続きを一切行わず、取消処分と同時に再度の更正処分を実施した行為は、明らかに調査手続指針に沿っていないため、上司の命令に従う義務に違反した違法な事務処理と認められます。

<参考：調査結果の説明後の調査の再開>

国税庁は、調査手続指針の第二章4(4)調査終了の際の手続において「調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について、納税義務者から修正申告書等の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該調査結果の内容の説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合など、当該調査結果の内容の説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認められた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行う。なお、調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合とは、納税義務者から新たな証拠の提示等があり、当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じるような場合をいう。」とされています。

2 再度の更正処分について、原処分庁の不適切な調査事務処理手続きにより調査が終了し、調査不足で、実態を踏まえていないことから内容が誤っていること

原処分庁は、令和4年11月の調査着手以降、審査請求人から提出を受けたデータや証拠書類を紛失又は隠蔽したり、強迫的な質問調査による質問応答記録書の作成したことにより、令和5年3月30日の時点で、不当な課税を強行しようとしていました（未遂）。3月31日に代理人税理士が関与し、疑問点・問題点を多数指摘し、4月以降に、調査内容の見直し及び再調査が必要となっています。

原処分庁の現地調査の段階において、残念ながら、そもそも調査対象先の取引の全体像や取引の実態が理解できていない上に、3月30日以前に提出済みのデータや証

拠書類の確認ができていない等の調査の進め方としての問題も多数あり、担当者の調査能力不足も否めず、調査不十分と指摘せざるを得ない状況にありました。

審査請求人及び代理人税理士は、6月に入ってから原処分庁の把握していない証拠書類の提出や事実関係の説明を繰り返し行ってきましたが、提出した証拠書類を確認している様子がなかったことから、このまま、事実と異なる内容で原処分庁の税務調査が終了してしまっても困ると考えていました。

そこで審査請求人は、代理人税理士に依頼して、自身の取引を見直し、原処分庁が把握できていない売上漏れ等を加算するとともに、証拠書類に沿って誠実に法人税等の修正申告書を作成し用意しておきました。

令和5年6月29日の午前11時から、調査結果の説明が行われましたが、想像どおり、証拠書類を多数提出していたにもかかわらず、調査結果の説明に反映されていない取引が多数あり、間違った内容となっていました。

その場で、代理人税理士は、原処分庁に対して「内容はともあれ調査結果の説明については理解したので、この後、本人（審査請求人・古野社長）と面会して、修正申告を提出するかどうするか協議する」旨の説明をしました。

審査請求人・古野社長との協議の結果、以下の方針としました。

- ① 調査結果説明の内容に納得できる事項に関して修正。
- ② 署が把握できていないFC店に対する売上除外等の事項に関して修正。
- ③ グループ法人との取引に関する売上漏れ等の事項に関して修正。
- ④ グループ法人との取引に関する出向料、仕入、業務委託費等の事項に関して修正。
- ⑤ ひかり税理士法人が不正隠蔽のために行った仕入及び経費等の減算に関して修正。
- ⑥ 調査結果説明の内容に帰属認定誤りのある南十二店については修正項目から除外する一方で真の帰属者（吉本敦）の所得税修正申告書を提出。

令和5年6月29日の午後3時に、電子申告の方法で審査請求人は、用意していた法人税等の修正申告書の提出を自主的に行い、原処分庁へ電話連絡しました。

ここで提出した審査請求人の修正申告書については、代理人税理士が、原処分庁の調査結果を踏まえて、その調査不足の点を補い、全て証拠書類に基づき、審査請求人からの真実の告白を得て、主宰する税理士法人スタッフの総力を挙げて作成したものです。

原処分庁の上級官庁である札幌国税局は、当時、審査請求人の代理人税理士から「札幌国税局管内で続発した不当課税未遂事件」に関して追及を受けていました。

本来、札幌国税局の事務運営上の問題点と原処分庁の個別事案に関する調査結果とは当然に区別して課税処分を進めなければならないところ、「中途半端な調査と言われようが、不当課税未遂事件の事実等を世の中に公表される前に個別事案の調査を終了させてしまうことを優先した」と想定されます。つまり「中途半端な調査の残りは不服審判所に対応させれば良い」として、「不服審判所に対して原処分庁の責任を押し付けた」と指摘されても仕方のない課税処理を強行しました。

原処分庁の一連の行為は、課税権という重大な国家権力を有する立場としてあるまじき行為であり、不服審査制度の悪用と言わざるを得ません。

審査請求人は、今回の審査請求において「原処分庁が調査手続指針による再調査を放棄して違法に行った再度の更正処分」を取消し、審査請求人の提出した修正申告書を是認する判断を求めます。